

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月19日

【会社名】 株式会社クボタ

【英訳名】 KUBOTA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 益本康男

【最高財務責任者の役職氏名】 財務部担当取締役常務執行役員 坂本 悟

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号

【縦覧に供する場所】 株式会社クボタ 本社阪神事務所
(兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号)

株式会社クボタ 東京本社
(東京都中央区日本橋室町三丁目1番3号)

株式会社クボタ 中部支社
(名古屋市中村区名駅三丁目22番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

添付の「財務報告に係る内部統制についての経営者の報告」をご参照ください。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

添付の「財務報告に係る内部統制についての経営者の報告」をご参照ください。

3 【評価結果に関する事項】

添付の「財務報告に係る内部統制についての経営者の報告」をご参照ください。

4 【付記事項】

当社は、米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社であるため、米国証券取引法において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法に則り、財務報告に係る内部統制の有効性についての評価を行いました。

我が国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法との主要な相違点は以下の通りです。

- 1 . 米国証券取引法による要請では、財務報告に係る内部統制として、「経理の状況」に掲げられた連結財務諸表の作成に係る内部統制のみを評価の対象としております。
- 2 . 米国証券取引法による要請では、持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制については評価の対象としておりません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。